

特定随意契約案件表

No.	公表事項	内 容
1	契約に係る物品又は役務の名称	ひとり親家庭等日常生活支援事業業務
2	契約の内容	ひとり親家庭の自立の促進と生活の安定を図ることを目的に、就労、修学や疾病等の事由により日常生活に支障をきたすひとり親家庭を対象に、家事や育児等を代行する家庭生活支援員を派遣し支援を行う。
3	契約に係る相手方の選定基準及び決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市内に拠点を有し、本市の母子家庭の母等への支援を組織的に行っている「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に定める母子・父子福祉団体」であること。 ・徴取した見積書が予定価格の範囲内であること。
4	契約を予定する時期	令和4年4月
5	納期又は契約の履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
6	見積書の提出方法	子ども家庭課へ提出
7	担 当 課 (問い合わせ先)	子ども家庭課 自立支援グループ (632 - 2386)
8	特 記 事 項	